

該当箇所			意見
項目	該当ページ	該当する記載	
(全体)	—	—	<p>今回の「AI と著作権に関する考え方(素案)」は、これまでの著作権制度の改正を前提とした見解を示しているという理解である。</p> <p>生成 AI 等の技術革新により社会が劇的な変化に直面している今こそ、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した法第 30 条の 4 の趣旨を最大限活かして経済活動を進めていくべきである。</p> <p>グローバル社会において、競争力のある質の高い AI を継続的に開発・提供していくには、クリエイターによる質の高いコンテンツが持続的に創造され、そして、これらのコンテンツが AI 開発のための学習に用いられることが重要である。このような「コンテンツ創造と AI 学習・生成の好循環」の構築を目指していく必要がある。クリエイターと AI 事業者が新たな価値を共創する体制を構築することが、我が国の持続可能なイノベーションにとって必要不可欠と考える。</p> <p>上述の視点において今般の文化庁の素案は、クリエイターの懸念を考慮に入れつつ、事業者が配慮すべきリスク管理の視点を 30 条の 4 の基本的考え方をベースにしながら敷衍しており、事業者にとって極めて有益である。学習データの収集・提供をこれまで以上に円滑に進めることが可能となり、上述のクリエイターと AI 開発者による共創体制の構築が進むことが期待できることから、今回の素案を高く評価する。</p> <p>また、今回の素案では、著作権法 30 条の 4 ただし書の具体例として“robots.txt”にも触れられている。AI 開発を実施する事業者の多くは、学習データの収集に当たって“robots.txt”を尊重していると認識しており、このような具体例が素案で示されることにより、“robots.txt”を尊重した運用が期待されるのは望ましいことである。</p>

該当箇所			意見
項目	該当ページ	該当する記載	
			今後、政府においては、著作権法 30 条の 4 の運用に関するガイドライン(ハード・ロー)を超えて、ソフト・ローの運用を含めた AI 学習に向けたライセンス市場の整備にも尽力されることを期待する
5. 各論点について (1) 学習・開発段階 (イ)「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について	16 頁	注釈 13 なお、法第 30 条の 4 に規定する「享受」の対象について、同条では上記のとおり「当該著作物」と規定していることから、表現された思想又は感情の享受目的の有無が問題となるのは、同条による権利制限の対象となる当該著作物(例: AI 学習のため複製等される学習用データ)についてであり、これ以外の他の著作物について享受目的の有無が問題となるものではない。そのため、例えば、AI 学習を行う者が、生成 AI による生成物を観賞して楽しむ等の目的を有していたとしても、これによって開発・学習段階における法第 30 条の 4 の適用が否定されるものではないと考えられる。	「例えば、AI 学習を行う者が、生成 AI による生成物を観賞して楽しむ等の目的を有していたとしても、」とあるが、「例えば、AI 学習を行う者が、生成 AI による生成物を観賞して楽しむ等の享受目的を有していたとしても、」と記載すべきではないか。
5. 各論点について (1) 学習・開発段階 (イ) 非享受目的と享受目的が併存する場合に	17 頁	近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われており、このような行為によって特定のクリエイターの、い	当該部分の記述によれば、生成 AI による生成(の目的)物が、特定のクリエイターの表現に至らないアイデアのレベルにおける「作風」を反映しているに過ぎないのであれば享受目的が存在しないが、「創作的表現」に該当する部分があれば享受目的が存在するということになり、生成物が「作風」にとどまるか「創作的表現」と評価されるかによって結論が大きく異なるものとなるため、この区別は生成 AI の開発

該当箇所			意見
項目	該当ページ	該当する記載	
について		<p>いわゆる「作風」を容易に模倣できてしまうといった点に対する懸念も示されている。</p> <p>この点に関して、生成 AI の開発・学習段階においては、当該作品群は、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該クリエイターの「作風」を共通して有しているにとどまらず、創造的表現が共通する作品群となっている場合もあると考えられる。このような場合に、意図的に、当該創造的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる。</p> <p>また、生成・利用段階においては、当該生成物が、表現に至らないアイデアのレベルにおいて、当該作品群のいわゆる「作風」と共通しているにとどまらず、表現のレベルにおいても、当該生成物に、当該作品群の創造的表現が直接感得できる場合、当該生成物の生成及び利用は著作権侵害に当たり得ると考えられる。</p>	<p>者・利用者のいずれにとっても極めて重要であると考えられる。</p> <p>しかしながら、生成物が具体的にどのような要件の下で「作風」と評価されるのか「創造的表現」と評価されるのか(すなわち両者のメルクマール)がこの部分の記述だけでは不明確であることから、この点につき、具体例に即するなどして更に記述等を補うことにより、生成AIの開発者・利用者双方にとって予見可能性が高まるようにされたい(この点については、専門家の間では既に明確になっており解説等を要しない点かもしれないが、AI 開発者・利用者を含め多くの関係者が本報告を読む可能性に配慮し、分かりやすくする必要があると考える)。</p>
5. 各論点について (1) 学習・開発段階 (ウ) 検索	18 頁	<p>既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに著作物が含まれる場合、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースの作成等</p>	<p>注釈 16 において、「これに対して、RAG 等であっても、対象データに著作物を含むが回答の生成に際して既存の著作物の創造的表現を出力することを目的としないものである場合は、その開発のために行う著作物の複製等に</p>

該当箇所			意見
項目	該当ページ	該当する記載	
拡張生成（RAG）等について		に伴う著作物の複製等が、生成に際して、当該複製等に用いられた著作物の創作的表現の全部又は一部を出力することを目的としたものである場合には ¹⁶ 、当該複製等は、非享受目的の利用行為とはいえ、法第30条の4は適用されないと考えられる。	について、非享受目的の利用行為として法第30条の4が適用され得ると考えられる。」と記載されているが、「ファインチューニングや RAG 等で、他者に著作権のあるデータを参照させてしまう恐れがある」、という声もあることから、既存の著作物の創作的表現を出力することを目的としないものであると評価されるための具体的な技術措置等を提示したらいかがか。
5. 各論点について (2) 生成・利用段階 (イ)②	30 頁	「AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた場合については、客観的に当該著作物へのアクセスがあったと認められることから、当該生成 AI を利用し、当該著作物に類似した生成物が生成された場合は、通常、依拠性があったと推認され、著作権侵害になりうると考えられる」	AI 利用者は、通常学習データを知り得ない場合が大半であると考えられるため、「AI 利用者が既存の著作物（その表現内容）を認識していなかったが、当該生成 AI の開発・学習段階で当該著作物を学習していた」という記述は、一見すると AI の利活用促進の障壁になりかねない。AI 利用者側が著作権侵害を回避するための具体的な方策を、次段落のただし書きに加えて、追記すべきではないか。 仮に依拠性をここまで広く認めることとした場合、利用者による意図しない著作権侵害の可能性が高まり、上述の通り、利用者側が AI 利用を躊躇することになると考えられる。AI 開発者の立場からは、こうした事態を回避するため、学習データの網羅的開示や、著作権侵害となる可能性が高い生成を行わないために講じている技術的措置の内容の開示、責任分担等に関する規約の利用者への提示と利用者による承諾など、各種の対応が必要になるものと考えられ、AI 開発者・利用者双方のコストが必要以上に大きくなる副作用があるものとする（少なくとも、こうした副作用に対処するためにも、別途総務省及び経済産業省で案を作成しているガイドラインに、これらに関する記述を盛り込む必要があると考える。）。

該当箇所			意見
項目	該当ページ	該当する記載	
6. 最後に	37 頁	<p>本考え方は、その公表の時点における、AI と著作権に関する本小委員会としての考え方を示すものであり、今後も、特に以下のような点を含め、引き続き情報の把握・収集に努め、必要に応じて本考え方の見直しを行っていくこととする。</p> <p>① AI の開発や利用によって生じた著作権侵害の事例・被疑事例 ② AI 及び関連技術の発展状況 ③ 諸外国における AI と著作権に関する検討状況</p>	<p>産業界においては、生成 AI 等の適切・安心な利活用に向けて、より具体的な著作権侵害を回避するための方策を知りたいという声も挙げられている。著作権侵害の具体的な事例・被疑事例は著作権侵害の回避に向けて有益な情報になることが考えられることから、今後の重要課題として早急に検討を行って頂きたい。その際、生成 AI の利用という観点から、著作権侵害を回避するために注意すべき点や留意すべき点を掲載するなど、産業界の実務作業において、適宜、参照されるような資料とすることで、生成 AI の適切・安心な利活用が促進されるようなものになることを期待する。</p> <p>併せて、今後に向けた検討として、教育、医療、広告等といった分野別での事例収集・整理を検討されたい。例えば、教育分野においては、教材に依ってはデジタル利用自体が不可であったり、都度許諾が必要な画像などがある、といった課題がある。こうした分野特有の課題に対する一定の見解を示すことが期待される。</p>
6. 最後に	37 頁	<p>本考え方に示された AI と著作権に関する考え方については、著作権制度に関する基本的な考え方とともに、広く国民に対して周知啓発を図ることが必要であり、文化庁においては、これらの内容について、一般社会に分かりやすい形での周知啓発に向けて、積極的に取り組むことが期待される。</p>	<p>現状の生成 AI と著作権をめぐる様々な議論を見ると、著作権で保護され得る範囲や著作権権利制限規定の考え方など、未だ著作権に対する正しい理解が浸透していないような状況も見受けられる。そのため、今回の AI と著作権に関する考え方はもとより、著作権自体の考え方をより正確に理解してもらえるよう、丁寧な発信が求められていると考える。</p> <p>例えば、生成 AI の利活用により生成された文章や生成物が著作権を侵害し得るかどうか、はこれまでと同様にその生成者や創作者が類似したものがないかどうかを調査する責任があることは、これまでの著作権の考え方で整理されたものであり、こうした著作権の考え方、特に、生成 AI についての議論が従来の著</p>

該当箇所			意見
項目	該当ページ	該当する記載	
			<p>著作権の考え方と矛盾しないように整理している点も含めて、丁寧に説明していく必要があると考えられる。</p> <p>他方で、こうした生成 AI の利用による著作権侵害への不安や懸念等が生じていることや、人間が網羅的にチェックするプロセスがもはや非現実的になり得る状況を踏まえると、著作物を保護するという視点からも、生成物が著作権を侵害しているかどうかを生成 AI 等の技術を用いて確認・証明できる手法等の施策を促進していくことも有用な手段になり得ると考え、今後の検討課題として触れるべきと考える。</p>